平成２５年（フ）第８号
兵庫県加古川市平岡町新在家569番地の１
レオパレス21加古川第７―201号、従前の住所神戸市中央区花隈町19番13号
債務者　木原　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３号
大分市大字千歳1756番地の２
債務者　木許　雅子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
仙台市若林区遠見塚東１番46号　セジュールかすみ101
債務者　国井　栄子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福島市堀河町２番29号　ハイツ北斎102号、従前の住所福島市岡部字姥畑24番地の５　パレス福島東101号
債務者　小坂　恭子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
茨城県神栖市平泉東１丁目64番地30コーポリラＣ号
債務者　小倉　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７号
茨城県鹿嶋市大字平井1177番地１大川住宅７
債務者　宮本　辰也
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４号
千葉市美浜区真砂４丁目４番４棟409号
債務者　平野　　悟
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
千葉県船橋市丸山２丁目42番２棟410号
債務者　廣瀬　　実
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
千葉県船橋市高根台６丁目25番６号　ジュネパレス船橋第11―102号
債務者　和田　幸夫
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
山梨県南都留郡富士河口湖町長浜1199番地２
債務者　関根久仁生
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第３号
長野県上田市諏訪形1119番地１　英福荘Ｃ号
債務者　永井　健二
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４号
長野県上田市諏訪形1119番地１　英福荘Ｃ号
債務者　永井　貞子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６０号
長野県諏訪市高島４丁目1492番地
債務者　坂野　一美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２号
長野県岡谷市本町３丁目２番３号　林アパート２号
債務者　西澤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５号
長野県飯田市大瀬木3906番地２
債務者　木下　知哉
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第７９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8383番地５
債務者　大槻　秀範
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１５号
岐阜県羽島市堀津町前谷107番地
債務者　長谷川佳明こと　張　　佳明
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
岐阜地方裁判所